

第20回「知って得する・ためになる」

税理士 大城 眞徳

プロフィール
昭和48年1月 開業
kbc学園グループ 理事長

税務トピック!

相続税の基本講座【パート1】

1. 相続税ってなに?

人が亡くなると、その人が所有していた財産は、ふつう配偶者や子供などが相続します。相続税は、この財産の移転にもなつて課税される税金です。

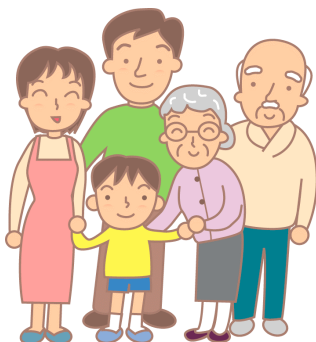
2. なぜ、相続税がかかるの?

自分の財産を家族に残すのにどうして税金が?と疑問に感じている人も多いでしょう。相続税の目的のひとつに「富の再分配」があるといわれています。たまたま親が資産家で勞せず多額の遺産をもらえる人と、そうでない人がいるのは不平等である、多額の遺産をもらった人からは税金を徴収して社会に還元しよう、ということのようです。

3. 相続税ってみんなが支払わないといけないの?

相続税を納めるのは、相続や遺贈(死因贈与を含む)によって財産をもらった人です。

しかし、相続税を納める義務のある人は、そう多くありません。なぜなら、相続税には大きな「基礎控除額」があるからです。基礎控除額を超える遺産がある場合のみ、納税義務が生じます。



基礎控除額 = (5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数)

例えば、相続人が配偶者と子供2人の合計3人の場合、基礎控除額は8,000万円(5,000万円 + 1,000万円 × 3人)になります。この場合、遺産の総額が8,000万円以下であれば、相続税はかかりません。

※「遺贈」とは遺言である人に財産を与えることで、「死因贈与」とは「私が死んだら〇〇さんに〇〇を上げましょう」という贈与契約のことです。

4. 相続税のかかる財産、かからない財産があるって本当?

1) 相続税のかかる財産

金銭で見積もることのできるすべての財産です。例えば、土地、家屋、株や公社債などの有価証券、預貯金、家財などのほか、特許権や著作権などの無体財産権と呼ばれるものです。その他に「みなし相続財産」として、生命保険金・損害保険金、死亡退職金なども、本人が所有していた財産ではありませんが、相続税法では相続で取得した財産とみなされます。

2) 相続税のかからない財産

主なものとして、墓地や仏壇など日常礼拝の対象としているものや、相続人が取得した生命保険金などのうち一定額(500万円 × 法定相続人の数)、国や地方公共団体、特定の公益法人に寄付したものなどには、相続税はかかりません。

5. 上記で「金銭で見積もることができる財産」とあるが、どうやって見積るの?

相続財産の価格は、課税時期の「時価」で評価することになっています。課税時期とは、相続があった日(死亡日)のことです。しかし、ひと口に「時価」といっても、その算定は容易ではありません。上場株式や投資信託などは日々の値段が公表され、また預貯金などの金銭債権は額面から比較的簡易に算出できます。しかし、その他の大部分の財産は公表数字がありません。そこで、国税庁では「財産評価基本通達」によって、個々の財産についての具体的な評価方法を示しています。例えば、宅地の評価方法には「路線価方式」と「倍率方式」の2種類があり、非上場株式などは、会社の規模や株主構成によっても評価方法が変わります。

今回は、実際に例題を使って、相続税額を算出するまでのシミュレーションを掲載します。

※参考文献「わかりやすい相続税・贈与税と相続対策」 発行者: 深見悦司

とんとん! 業績アップ! とことん「信じる」にこだわる税理士事務所
大城眞徳税理士事務所
 〒901-2132 満添市伊祖1-33-1(牧港建設第2ビル3階)
 TEL 098-876-8231 FAX 098-876-8304

- < 税務支援 >
- 税務代理 ○ 税務相談 ○ 税務書類作成
- < 経営支援 >
- 決算事前対策 ○ 経営計画策定 ○ 業績管理支援
- 起業家支援 ○ 経営革新支援 ○ ハ/ソ/コン会計支援
- 建設業「経審」 ○ 生命保険指導

(URL) <http://www.masism.com> ←...「税務トピック!」がメルマガになりました